

START取扱制度タスクフォース

インサイダー類似行為への対応についての検討 第5回

2025年2月27日

大阪デジタルエクスチェンジ 株式会社

アジェンダ

【第1部】重要事実と軽微基準の定義

- I. 第4回TFの意見照会に係る各社の意見とODXの考え方の概要
- II. 論点となっている重要事実の定義の議論
 - a. レピュテーション
 - b. 主要取引先
- III. 臨時報告書提出要件・適時情報提供に該当する重要事実の再整理について

【第2部】実効性の確保

- IV. 検討の前提
- V. 発行者等周りの事案に関しての現行規程上の実効性確保に係る措置
- VI. 現行規程体系上の取引参加者の注文取次への要請等
- VII. インサイダー類似行為への対応の方向性
- VIII. ケーススタディ
 - a. マトリックス
 - b. 事案発生時の想定フロー 1～3
- IX. 不動産STのインサイダー類似行為規制における不動産ST関係者
- X. 【参考】実効性の確保に関する意見の概要
- XI. 次回の予定

【第1部】 重要事実と軽微基準の定義

I. 第4回TFの意見照会に係る各社の意見とODXの考え方の概要

(別紙「第 1 部①_第4回TFの意見照会に係る各社の意見とODXの考え方」参照)

II. 論点となっている重要事実の定義の議論

a. レピュテーション

● レピュテーションの重要事実に関するケーススタディ

1. ショッキングな事件が発生したケース

本件の想定は
フィクションです

- STの投資対象であるホテルAの1室で猟奇的殺人事件が発生。状況からホテル運営会社やその従業員は事件そのものに関与していないことやホテル運営者等に重過失責任がないことは明白だが、事件そのものの猟奇性から、報道のされ方によってはホテルの今後の業績に影響が及ぶ懸念。
- 懸念のとおり、事件はホテルの外観を交えて大々的に報道され、又、SNS上もトレンド入りし、予約客のキャンセル等も一定数発生。ただし、収益の減少額がODXの定める軽微基準以内であるか否かは、事件が公になった段階でも判然としない。



- ・ 事件の性質上、情報の拡散性が高いので、重要事実として認識する？
- ・ 拡散性の計測は、実質的には難しい？

II. 論点となっている重要事実の定義の議論

a. レピュテーション

● レピュテーションの重要事実に関するケーススタディ

2. 構造計算不正に係る調査結果等の組織的隠匿が行われたケース

本件の想定は
フィクションです

- 某大型商業ビルの設計時の構造計算結果は改竄されていたにもかかわらず、行政も指定確認検査機関もそれを見抜けないまま建築確認がなされ、ビルは竣工した。運用会社もその事情を知らないまま、同ビルはST化され、公募の後、START取扱銘柄として取引が開始された。
- 取扱開始の後、構造計算が改竄されている旨の内部通報がBM会社を經由して運用会社にもたらされた。運用会社内に影響度調査の緊急PJチームが組織された。調査が進むにつれ、改竄の範囲は限定的であり、建物として使用には十分耐え得るのではないかと思われた一方、運用会社内では念のため開示すべきではないかという意見もあった。運用会社内では、行政等への対応方やテナントへの説明方、レピュテーションへの影響を軽減する方策の検討等で議論が錯綜し、結局、第三者機関からの意見を求めることとなった。これらの影響で社内調査の結果は数か月間公表されなかった。
- 数か月後、第三者機関からの調査によって、建物に重大な影響がある可能性は否定できないことが分かったので、運用会社は事案を行政等へ届け出ると共に原因や対応を含めた報告書等を当該STのHPおよびSTART-NET上に公開した。大口テナントの離脱が生じる可能性があることなどから、業績予想の大幅な下方修正もあわせて適時の情報提供として開示された。当然ながら、投資家からの信頼は失墜、当該STの取引価格は下落した。



- ・ 重要事実として認識するか？
- ・ いつ発生したと考えるべきか？
- ・ 社内調査で、構造計算数値の改ざんそのものは判明していたのに公表しなかったことをどう捉えるか？

II. 論点となっている重要事実の定義の議論

b. 主要取引先

(別紙「第1部①_第4回TFの意見照会に係る各社の意見とODXの考え方」内の「No.12 主要取引先との取引停止」参照)

III. 臨時報告書提出要件・適時情報提供に該当する重要事実の再整理について

(別紙「第1部③_臨時報告書提出要件・適時情報提供に該当する重要事実の再整理」参照)

【第 2 部】 実効性の確保

IV. 検討の前提

- ODXが運営するSTART市場の自主的な規制規則（法に基づく規制ではない）であるため、インサイダー取引類似行為の行為者である個人を直接律することは不可。
- ODXがインサイダー取引類似行為違反として実効性確保のために仮に何らかの対応を行うとして、その対象となり得るのは、重要事実の発生元となるエンティティとその直接的な関係者まで。
 - 重要事実に係る情報の発生源（発行者等 ≡ 「不動産ST関係会社等」）
 - 重要事実を知り得る立場にある者（「不動産ST関係者」）
- それ以外の者（注文を取次ぐ取引参加者など）については、インサイダー取引類似行為違反としての別枠の対応は行わない。ただし、現存の不公正取引抑止対応の規則の範疇に含め対応する可能性は否定しない。
 - 注文を取次ぐ取引参加者

【参考】東証におけるインサイダー取引に関する実効性の確保－発行体①

- 東証は、有価証券上場規程において、上場会社に対してインサイダー取引に関しては以下のような企業行動規範を求めている。
 - **【遵守すべき事項：措置あり】** 第442条（内部者取引の禁止）：上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引を行わせてはならない。
 - **【望まれる事項：努力義務に留まる。措置なし】** 第449条（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）：
 - 1 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。
 - 2 上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J－I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。
 - **【上場不動産投資信託証券に関する行動規範】** 第1216条第2項：第442条及び第449条の規定は、第1201条の2第1項第1号に定める者について、第443条及び第450条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等について、それぞれ準用する。
 - ・ 第1201条の2第1項第1号に定める者：当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社
 - ・ 第443条：反社会的勢力の排除
 - ・ 第450条：反社会的勢力排除に向けた体制整備等

【参考】東証におけるインサイダー取引に関する実効性の確保－発行体②

- 東証は、個々のインサイダー取引については、上場会社等が自己の計算で行った場合だけ、以下の措置を規定している。インサイダー取引の未然防止体制の構築については、努力義務に留めている。
 - **【特別注意銘柄への指定】** 第503条第1項第4号：当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。
 - (4) 上場会社が第4章第4節第1款の規定に違反したと当取引所が認めた場合（← 遵守すべき事項＝第442条が該当）
 - **【改善報告書の徴求】** 第504条第1項第2号：当取引所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。
 - (2) 上場会社が第4章第4節第1款の規定に違反したと当取引所が認める場合（← 遵守すべき事項＝第442条が該当）
 - **【改善状況報告書の徴求】** 第505条第1項：前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならない。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。
 - **【書類の提出等に係る改善報告書の提出】** 第506条：当取引所は、上場会社が第3章第1節、第421又は第501条第3項から第5項まで（第715条の規定による場合を含む。）若しくは第502条第3項から第5項までの規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。
 - 2 第504条第2項及び第3項の規定は、前項の改善報告書について準用する。…（以下略）
 - **【公表措置】** 第508条第1項第2号：当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。
 - (2) 上場会社が第4章第4節第1款の規定に違反したと当取引所が認める場合（← 第442条が該当）
 - **【上場契約違約金】** 第509条第1項第2号：当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。
 - (2) 上場会社が第4章第4節第1款の規定に違反したと当取引所が認める場合（← 第442条が該当）
 - **【実効性の確保に係る規定の審査】** 第510条：当取引所は、第503条から前条までの規定に基づく審査に関して必要な事項は、上場管理等に関するガイドラインをもって定める。
 - **【実効性の確保に係る規定の審査における当取引所への協力義務】** 第511条：上場会社は、当取引所が第503条から第509条までの規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。
 - 2 上場会社は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。
 - **【実効性の確保】** 第1217条：第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。

【参考】東証におけるインサイダー取引に関する実効性の確保－発行体③

- 一方で、発行体に対する措置は、日本自主規制法人の規程においても定められており、J-REITについては日本取引所自主規制法人の判断によって、インサイダー取引の未然防止体制の有効性について点検するよう求めることができるとされている。
- ただし、点検要請・注意喚起だけであり、仮に不備があったとしても前スライド記載の措置は予定されていない。

□【上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等】業務規程（日本取引所自主規制法人）第18条：

- 1 当法人は、有価証券の売買等の審査^{*1}の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めたとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認めた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。
- 2 当法人は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

□【上場有価証券の発行者等に対する点検要請等】業務規程（日本取引所自主規制法人）第18条の2：

- 1 当法人は、委託金融商品取引所の市場における有価証券の売買等に関し、上場有価証券の発行者（上場不動産投資信託証券又は上場インフラファンドの発行者である投資法人については、その資産運用会社を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業員の行為が、法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為（以下「内部者取引等」という。）に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。
- 2 当法人は、前項の規定による再点検の要請を行った場合には、当該上場有価証券の発行者に対し、再点検の結果、社内体制に問題がないと判断したときにはその旨及びその理由について、問題があると判断したときには改善措置等について、文書による報告を求めるものとする。
- 3 第1項の規定は、当法人が、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業員の行為が内部者取引等に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときについて準用する。

〔補足〕

- 18条の2（再点検要請）では発行者に資産運用会社を含むことになっているが、この点は、インサイダー取引規制違反における会社関係者には発行者だけでなく資産運用会社が含まれており、まとめて規制する必要があることから、実効性を高めるために、資産運用会社への再点検の要請も可能としている。
- 18条の注意喚起については資産運用会社に対して直接行うことはできないものの、投資法人とは東証と運用委託契約関係にあり、投資法人の管理責任が認められる場合、資産運用会社において会社情報に係る不公正取引防止のための体制不備があるときには、投資法人に対して注意喚起を行うことを想定している（同様に上場会社の場合、子会社等の体制不備がある場合に上場会社である親会社に管理責任が認められれば、当該親会社に対して注意喚起を行うこととされている）。

*1：有価証券の売買審査等は、同業務規程第13条から第16条に規定され、インサイダー取引も含まれる。（→ 東証におけるインサイダー取引に関する実効性の確保－④ 参照）

【参考】東証におけるインサイダー取引に関する実効性の確保－取引参加者①

- 東証では、取引参加者に対して、インサイダー取引に特化した実効性確保の措置は規定されていない。
- 不公正な取引の防止に資する一般的な事項を定めた規定は以下のとおり；
 - **【公正な価格形成と円滑な流通の確保等】**取引参加者規程第3条第1項：取引参加者は、当取引所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって当取引所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。
 - **【取引参加者契約の締結】**取引参加者規程第7条：取引参加者は、当取引所との間で、当取引所が定める取引参加者契約を締結しなければならない。
 - **【取引参加者の調査】**取引参加者規程第19条：当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該取引参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
 - （1） 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の準則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行う場合
 - （3） 当取引所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査を行う場合
 - （4） 他の金融商品取引所又は金融商品取引業協会（これらに相当する外国の団体を含む。）から有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認める場合
 - **【受託に際しての調査義務】**取引参加者規程第21条：取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、氏名その他当取引所が定める事項を調査しなければならない。
 - **【売買管理体制の整備】**第22条の2：取引参加者は、当取引所が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。
 - **【取引参加者の処分】**取引参加者規程第34条第1項：当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に定める処分を行うことができる。
 - （4） 当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する当取引所との契約を履行しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - （6） 第19条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第44条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し
 - （8） 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合又は取引所取引許可業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第39条において同じ。）、法令に基づいて行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - **【取引参加者の処分】**取引参加者規程第34条第3項：前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

【参考】東証におけるインサイダー取引に関する実効性の確保－取引参加者②

- 関連する規定は以下のとおり（続き）；
 - **【不正取引の防止のための売買管理体制の整備】**取引参加者における不正取引の防止のための売買管理体制に関する規則
 - **【売買審査の対象となる顧客の抽出】**取引参加者における不正取引の防止のための売買管理体制に関する規則（別表）売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表の項番5から7：
 - 5 <銘柄> 当該取引参加者が重要事実等の公表前に売買を行った銘柄 <顧客> 特定の銘柄について、重要事実等の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客
 - 6 <銘柄> 当該取引参加者が売買を行った全ての銘柄 <顧客> 金融商品取引所又はその取引参加者等から不正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
 - 7 <銘柄> 当該取引参加者が売買を行った全ての銘柄 <顧客> その他不正取引を行った疑いのある顧客
 - **【取引参加者の考査】**業務規程（日本取引所自主規制法人）第10条：
 - 第1項 当法人は、当法人が定めるところにより、考査を行い、その結果に基づき取引参加者に対する措置を行う。
 - 第2項 前項の考査は、取引参加者の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは委託金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則（以下「法令等」という。）の遵守の状況及び業務又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって取引参加者の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。
 - **【取引参加者への注意の喚起等】**業務規程（日本取引所自主規制法人）第11条：
 - 1 当法人は、考査の結果、取引参加者の行為が法令等に違反している又は違反しているおそれがあると認める場合において必要があると認めるときは、第20条第1項に規定する処分が行われるときを除き、当該取引参加者に対し、注意を喚起する。
 - 2 当法人は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。
 - **【有価証券の売買等の審査】**業務規程（日本取引所自主規制法人）第13条：当法人が行う有価証券の売買等の審査は、委託金融商品取引所の市場における有価証券の売買等に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは委託金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為（以下「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した取引参加者等に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、委託金融商品取引所及び取引参加者等の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的として行う。
 - **【売買審査対象の取引】**業務規程（日本取引所自主規制法人）第14条第1項第2号：当法人は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うものとする。
 - （2） 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買等
 - **【取引参加者に対する注意の喚起等】**業務規程（日本取引所自主規制法人）第17条：
 - 1 当法人は、有価証券の売買等の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとする。
 - 2 当法人は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

V. 発行者等周りの事案に関しての現行規程上の実効性確保に係る措置

- 発行者等（新規取扱申請を行い得る者：不動産受益証券発行信託の場合は、当該受益証券に係る委託者、その受託者である信託会社及びその資産の運用等に係る業務委託を受けた資産運用会社（規程第8条第2項第1号イ））は、START市場において対象不動産STを取り扱うにあたって、市場運営者たるODXとの間で取扱契約を締結することとされている。（セキュリティトークン取扱規程第10条）
- 当該取扱契約において発行者等は、ODXが現に制定している及び将来制定又は改正することのあるSTART市場に係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（諸規則等）のうち、不動産投資受益証券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守することを定めている。（セキュリティトークン取扱施行規則第3条第1項第1号ホ）
- 更に、規程が遵守されないことで投資者保護上問題があるとODXが判断した場合は、対象となる不動産STについて、ODXが取扱廃止、売買停止その他の措置を講じてもその措置に従うことと定められている。（セキュリティトークン取扱施行規則第3条第1項第1号ヘ）
 - ✓ 当該規程については、JSDA自主規制規則において、ST市場を運営するJSDA会員（ODX）の定める規則を遵守する旨を約した契約を当該ST発行体との間で締結することを求められていることに対応している。（JSDA自主規制規則「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第7条第1項第5号）
- 当該措置は、基本的には発行者等によって当該銘柄の適時の情報提供が適切に実施されない場合を想定しているが、投資者保護上問題となり得る他の行為への措置を排しているわけではない。

V. 発行者等周りの事案に関する現行規程上の実効性確保に係る措置（関連規程等）

- 取扱契約（セキュリティトークン取扱規程規程第10条第1号～第3号、セキュリティトークン取扱規程施行規則第3条第1項第1号～第2号、規則様式－1～2）

- セキュリティトークン取扱規程 第10条 取扱契約等

1 当社が新規取扱申請に係るセキュリティトークンを取り扱う場合には、当該新規取扱申請に係るセキュリティトークンの発行者等は、当社と施行規則で定める内容の取扱契約を取扱開始日の前営業日までに締結するものとする。

2 前項による取扱契約は、新規取扱申請に係るセキュリティトークンの取扱開始日にその効力を生ずるものとする。

3 不動産投資受益証券型セキュリティトークンにおいて取扱開始後に委託者が消滅した場合には、第1項による取扱契約を締結した発行者等は当該委託者の地位を引き継ぐものとする。

- セキュリティトークン取扱規程施行規則 第3条 取扱契約等

1 規程第10条第1項に定める取扱契約に係る契約書の主たる記載事項は、以下の各号のとおりとする。

(1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合（様式－1）

イ 発行者（受託者）の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名

ロ 発行者（委託者）の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名

ハ 資産運用会社の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名

ニ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称

ホ 当社が現に制定している及び将来制定又は改正することのあるセキュリティトークン市場（以下「START」という。）に係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、不動産投資受益証券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。

ヘ 諸規則等に基づいて、当社が行う不動産投資受益証券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。（以下略）

V. 発行者等周りの事案に関する現行規程上の実効性確保に係る措置（関連規程等）

● JSDA自主規制規則「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」

■ 第7条（発行体との契約締結）

非上場認可 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項
- 3 発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による非上場認可 PTS 運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、非上場認可 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨

VI. 現行規程体系上の取引参加者の注文取次への要請等

- STARTの取引参加者の注文取次に係る現行規程上の要請は以下のとおり。

- セキュリティトークン取引に関する業務規程第20条において「取引参加者による不公正取引の防止」を定めている。

第20条 取引参加者による不公正取引の防止

- 1 当社のセキュリティトークン市場において、売買取引を実行する取引参加者は、日本証券業協会の定める「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」（以下、日証協規則という。）第10条第1項各号に規定される取引を防止する態勢を整備した上で、売買取引を実行するものとする。
- 2 取引参加者は、次条に定める当社のセキュリティトークンの売買審査に対して、真摯に対応するものとする。

- 同規程はJSDA自主規制規則「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第10条（不公正取引の防止）を受けた規程のため、相場操縦取引関係への防止措置を規定し、インサイダー類似行為に対する措置は含まれていない。そのため、同規程第21条に定めるODXのSTARTにおける売買審査も対象は原則として相場操縦取引関係が対象となっている。

第21条 セキュリティトークンの売買審査

- 1 当社は、当社のセキュリティトークン市場におけるセキュリティトークンの売買取引に関し、売買審査を法令、自主規制団体の定める自主規制規則法令あるいは当社の諸規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為（以下、「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した取引参加者に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、当社のセキュリティトークン市場、取引参加者及び投資者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的として行う。
- 2 前項に定める当社の売買審査は、原則として日証協規則第10条第1項各号に定める取引に係る行為を対象とする。
- 3 当社の売買審査の詳細については、不公正取引の防止のための売買管理に関する規程及びその関連規則等で定める。

【参考】JSDA自主規制規則「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第10条（不公正取引の防止）

非上場認可 PTS 取引協会員及び登録 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 取引業務又は登録 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
- 2 非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くて買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くて売付けを行う等の取引
- 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引

VI. 現行規程体系上の取引参加者の注文取次への要請等（続き）

● STARTの取引参加者の注文取次に係る現行規程上の措置は以下のとおり。

■ セキュリティトークン取引参加者規程第4条において市場運営に関する努力義務を定めている。

第4条 公正な価格形成と円滑な流通の確保等

- 1 取引参加者は、STARTにおける公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって我が国の STARTの機能の維持及び向上に努めるものとする。
- 2 取引参加者は、STARTにおけるセキュリティトークンの売買を重要な業務とする者でなければならない。
- 3 取引参加者は、STARTに係る諸法令、日本証券業協会等が定める自主規制規則及び当社の定める規程等を遵守するものとする。
- 4 取引参加者は、当社が不公正取引の防止のための売買管理に関する規程第8条第2項に定める情報（当該取引参加者の特定の顧客に関するものを含む）の共有、書類の提示若しくは作成、又は協力を求めた場合、これに応じなければならない。

■ セキュリティトークン取引参加者規程第10条第4項において、受託に際して、不公正取引の防止のために売買管理体制を整備するとされている。同規程を適用若しくは準用するかは要検討。

第10条 受託に関する態勢整備等

- 4 取引参加者は、日本証券業協会及び当社が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備するものとする。

■ セキュリティトークン取引参加者規程第16条において、取引参加者への措置は次のように定められている。

第16条 取引参加者に対する措置

1 当社は、STARTの取引参加者（サポーターを除く。以下、この章に同じ。が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、STARTにおけるセキュリティトークンの売買取引（セキュリティトークンの清算決済取次ぎによるものを除く。）若しくはセキュリティトークンの清算決済取次ぎの受委託の停止又は制限あるいは取引参加資格の取消その他当社が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

- (1) 重大な法令違反等を行った場合。
- (2) 当社との契約に反する行為を行い、その影響が重大であると当社が判断する場合。
- (3) 当社の定める財務要件を下回り、短期では回復が見込めないと当社が判断する場合。
- (4) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が 120%を下回った場合。
- (5) 金融商品取引業者について金融商品取引業の登録を廃止した場合。
- (6) 銀行取引停止等 支払い不能 又はそのおそれあるいはその他 事業の継続性に重大な懸念が認められると当社が判断した 場合。
- (7) その他当社が投資者保護上、必要と認める場合。

VII.インサイダー類似行為への対応の方向性

※ インサイダー類似行為への対応については、J-REITについての東証の対応とのバランスも勘案すると、以下のような方向性でどうか。

● 関係者の定義

- 不動産ST関係会社等：資産運用会社、投資法人、委託者、受託者及び資産運用会社の親会社。
- 不動産ST関係者：不動産ST関係会社等及び不動産ST関係会社等の役職員等。

● 発行者等への対応（新規に規則を制定）

1. 未然防止体制の整備（措置なし）

不動産ST関係会社に対して、不動産ST関係者のインサイダー類似行為の未然防止のための社内体制整備に努めるよう推奨する。又、インサイダー類似行為が行われた疑いをODXが覚知した場合、ODXの売買審査に対して情報提供などの協力を行うことを要請する。なお、不動産ST関係者のインサイダー類似行為が発生したことが覚知された場合、ODXが必要と認める場合は、当該不動産ST関係会社等に対して体制の改善を要請する。

2. 個々のインサイダー類似行為（自己の計算の場合のみ公表措置あり）

不動産ST関係会社等の自己の計算によるインサイダー類似行為が発生した場合は、事案の市場への影響を勘案した上で、ODXが必要と認める場合は、当該事案を公表する。

【補足】

- 1) 不動産ST関係会社等がSTARTのDLPに就く場合の対応については、別途、検討する。
- 2) インサイダー類似行為規制は、法に基づく規制ではないことや金融商品取引所が関係しないこと等から、不動産ST関係者をJ-IRISSのデータベースに取り込むことを日証協・金融庁に依頼することは現実的に不可能。

VII. インサイダー類似行為への対応の方向性（続き）

● 取引参加者への対応

1. インサイダー類似行為に特化した対応は規定しない。既に存在する規程の範囲内で対応。
 - ① 取引参加者の注文取次や売買審査に関して、インサイダー類似行為が行われた疑いをODXが覚知した場合^{*1}、他の不公正取引の場合と同様にODXの売買審査に対して情報提供などの協力を行うことを要請する^{*2}。
 - *1：セキュリティトークン取引に関する業務規程第21条を適用若しくは準用。
 - *2：セキュリティトークン取引に関する業務規程第20条第2項及びセキュリティトークン取引参加者規程第4条第4項を適用。
 - ② インサイダー類似行為が行われたとODXが認定した場合は、違反者が取引を行った取引参加者にその事実を通告する^{*3}。
 - *3：セキュリティトークン取引参加者規程第10条第4項を適用若しくは準用。
2. 下記の点につき、インサイダー類似行為防止の観点に特化し、新たに努力義務を明記するか否か協議願いたい。
 - ① 取引参加者についても市場の公正性への寄与の観点からST取引を始める顧客に交付する書面において不動産ST関係者か否かの自己申告を求める。更に、STARTにおける取扱銘柄の追加、廃止に応じて当該情報は遅滞なく更新されるように努めるものとする。
 - ② インサイダー類似行為があったとODXから通告を受けた取引参加者は、自社の顧客管理規程に準拠して対応するとともに、その対応結果をODXに報告を行う。
3. 取引参加者への措置について、インサイダー類似行為に特化した規定をしない。ただし、当該取引参加者のインサイダー類似行為への対応について、投資者保護上重大な問題が生じる場合には、現行規程の措置（20P参照）をすることはあり得る。

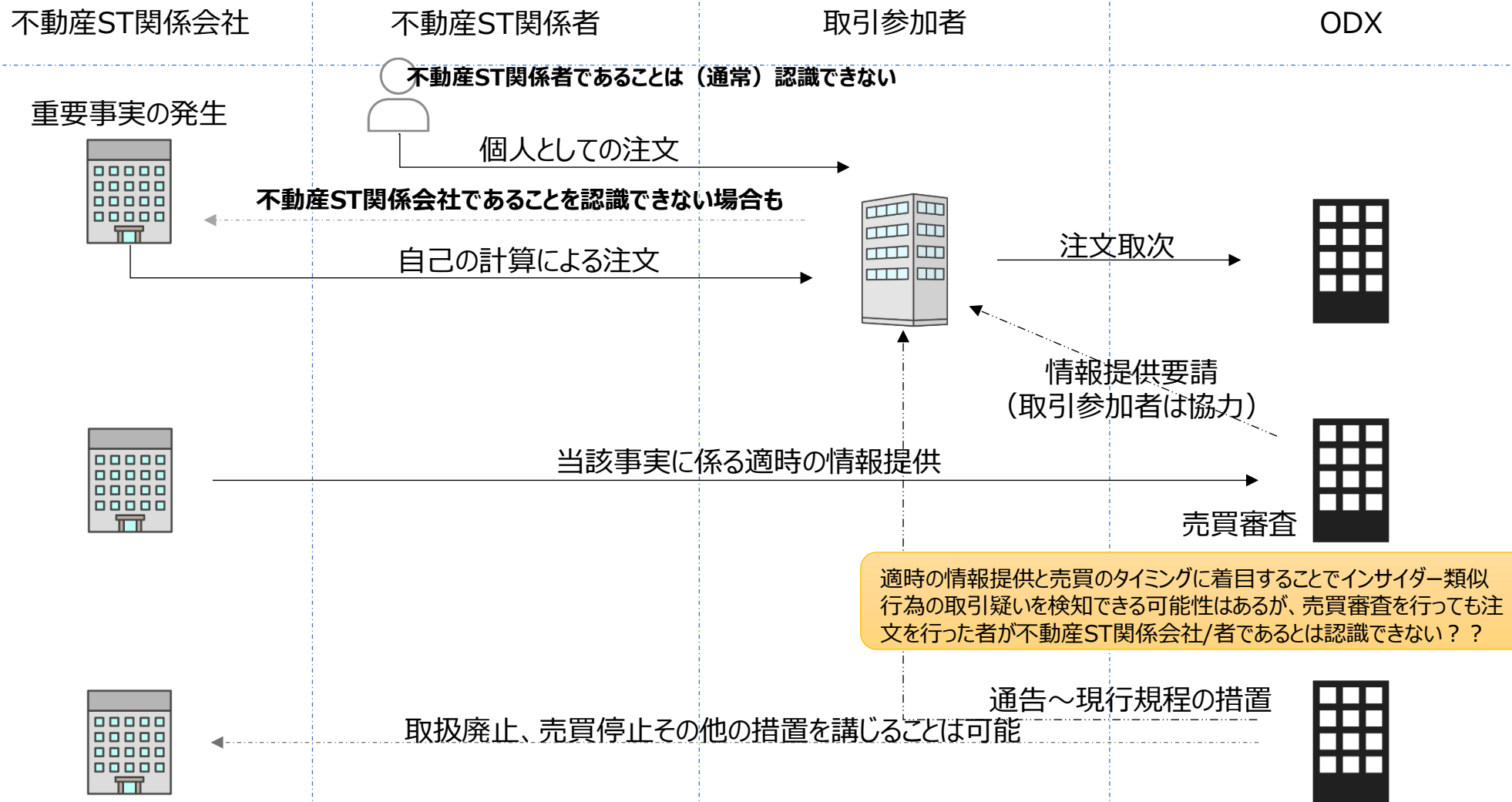
VIII. ケーススタディ

a. マトリックス

発生事例	現行規程の範囲でできること	追加対応の検討	フロー 2
不動産ST関係会社の 自己の計算によるイン サイダー類似行為	不動産ST関係会社に対するもの： 明文の規定なし 「公益又は投資者保護上のため適当と認めた場合」ODXが取扱廃止を行える旨が定められている（取扱規程27条）。もっとも（本規定は抜かぬが花の伝家の宝刀であり）、ある銘柄においてインサイダー類似行為があったとして、当該銘柄を取扱廃止することはむしろ投資家へのネガティブな影響が甚大であり、慎重な得失衡量を要する点に留意。 取引参加者に対するもの： ODXの行う売買審査に際して、取引参加者は情報の共有、書類の提示若しくは作成、又は協力の求めに応じなければならないと定められている（セキュリティトークン取引参加者規程4条4項、不公正取引の防止のための売買管理に関する規程8条2項）	不動産ST関係会社に対するもの： 未然防止体制の整備として以下を規定化することでどうか？ ① ODXは不動産ST関係会社に対して、当該社の自己の計算によるインサイダー類似行為の未然防止のための社内体制整備に努めることを要請するものとする。 事後対応への協力として以下②③を規定化することでどうか？ ② インサイダー類似行為が行われた疑いをODXが覚知した場合、不動産ST関係会社に対してODXの売買審査に対する情報提供などの協力を<u>直接</u>に要請でき。更に、ODXが必要と認める場合は、当該不動産ST関係会社に対して体制の改善を要請できるとする。 ③ 市場への影響を勘案した上で、ODXが必要と認める場合は事案を公表できるとする。 取引参加者に対するもの： 現行規程の手当てに加え、以下を追加的に規定化することは現実的か？ ④ ST取引を開始する法人顧客に交付する書面において当該法人が不動産ST関係会社に該当するか否かの自己申告を求める。更に、STARTにおける取扱銘柄の追加、廃止に応じて当該情報は遅滞なく更新されるように務めるものとする。 ⑤ インサイダー類似行為があったとODXから通告を受けた取引参加者は、当該行為を行った不動産ST関係会社に対して自社の顧客管理規程に拠って（準拠して？）対応するとともに、その対応結果につきODXに報告を行う。	
不動産ST関係者個人の インサイダー類似行為	フロー 1	不動産ST関係会社に対するもの： 未然防止体制の整備として以下を規定化することでどうか？ ⑥ ODXは不動産ST関係会社に対して、当該社の役員等^{（注1）}の計算によるインサイダー類似行為の未然防止のための社内体制整備に努めることを要請するものとする。 事後対応への協力として以下⑦⑧を規定化することでどうか？ ⑦ インサイダー類似行為が行われた疑いをODXが覚知した場合、不動産ST関係会社に対してODXの売買審査に対する情報提供などの協力を<u>直接</u>に要請でき。更に、ODXが必要と認める場合は、当該不動産ST関係会社に対して体制の改善を要請できるとする。 ⑧ 市場への影響を勘案した上で、ODXが必要と認める場合は事案を公表できるとする。 取引参加者に対するもの： 現行規程の手当てに加え、以下を追加的に規定化することは現実的か？ ⑨ ST取引を開始する個人顧客に交付する書面において当該個人が不動産ST関係者に該当するか否かの自己申告を求める。更に、STARTにおける取扱銘柄の追加、廃止に応じて当該情報は遅滞なく更新されるように努めるものとする。 ⑩ インサイダー類似行為があったとODXから通告を受けた取引参加者は、当該行為を行った者（＝不動産ST関係者）に対して自社の顧客管理規程に拠って（準拠して？）対応するとともに、その対応結果につきODXに報告を行う。 （注1）「役員等」＝金商法166条1項1号の「役員等」。具体的には役員、代理人、使用人その他の従業者となる	

VIII. ケーススタディ

b. 事案発生時の想定フロー（フロー1）



VIII. ケーススタディ

b. 事案発生時の想定フロー（フロー2）

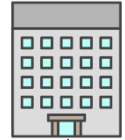
不動産ST関係会社

不動産ST関係者

取引参加者

ODX

重要事実の発生



不動産ST関係会社であることを認識可能

自己の計算による注文



注文取次


 情報提供要請
 （取引参加者は協力）


当該事実に係る適時の情報提供

情報提供要請

（不動産ST関係会社は協力）

対応結果報告

売買審査

適時の情報提供と売買のタイミングに着目することでインサイダー類似行為の取引の疑いを検知。注文を行った者が不動産ST関係会社であることは売買審査の過程で取引参加者からの情報として把握可能

通告～現行規程の措置

 体制改善要請～事案公表
 （必要と認める場合）


VIII. ケーススタディ

b. 事案発生時の想定フロー（フロー3）

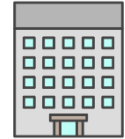
不動産ST関係会社等

不動産ST関係者

取引参加者

ODX

重要事実の発生



情報取得



不動産ST関係者であることを認識可能

個人としての注文



注文取次


 情報提供要請
 （取引参加者は協力）

当該事実に係る適時の情報提供



情報提供要請

（不動産ST関係会社等は協力）

対応結果報告

売買審査

適時の情報提供と売買のタイミングに着目することでインサイダー類似行為の取引疑いを検知。注文を行った者が不動産ST関係者であることは売買審査の過程で取引参加者からの情報として把握可能

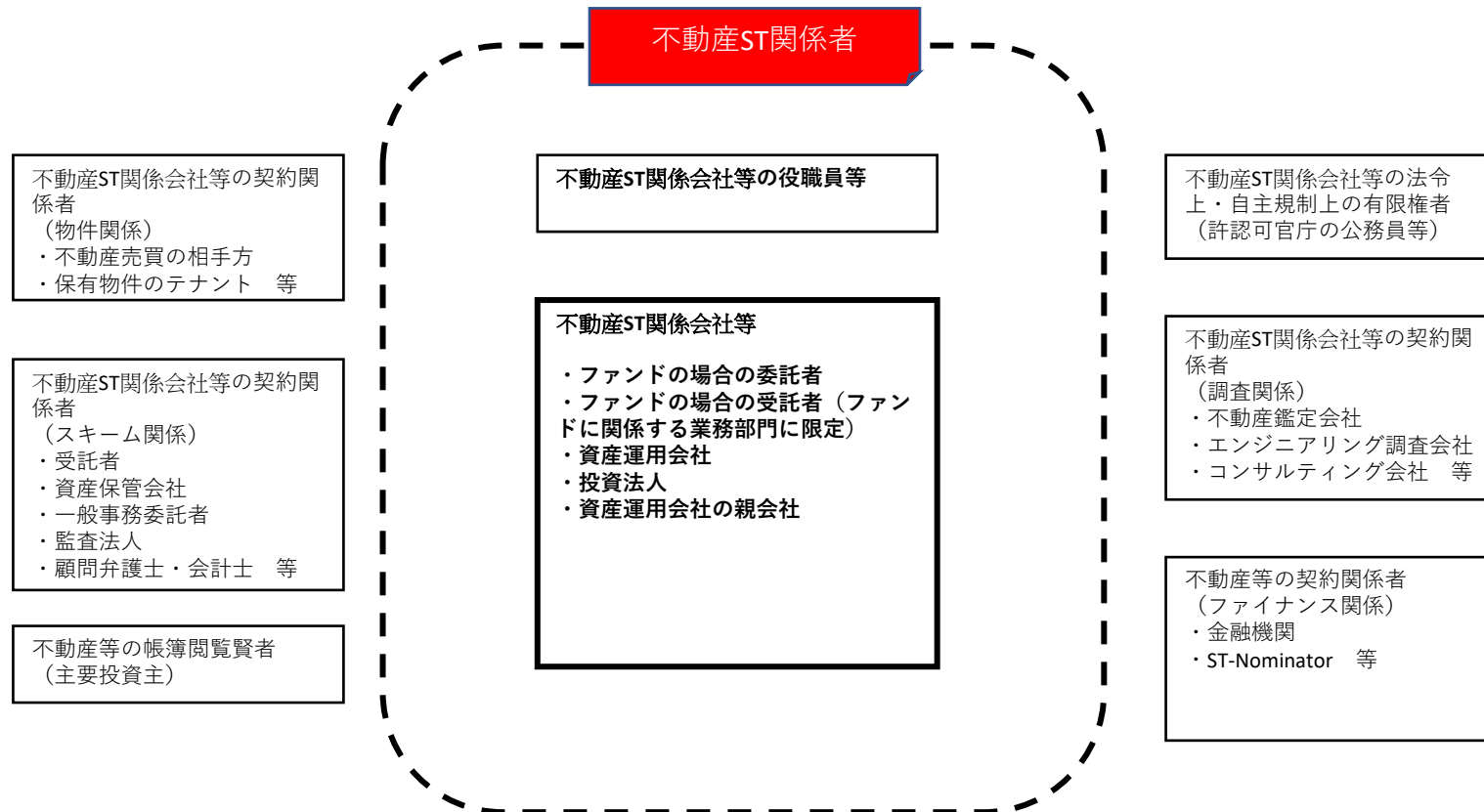
体制改善要請

（必要と認める場合）

通告～現行規程の措置

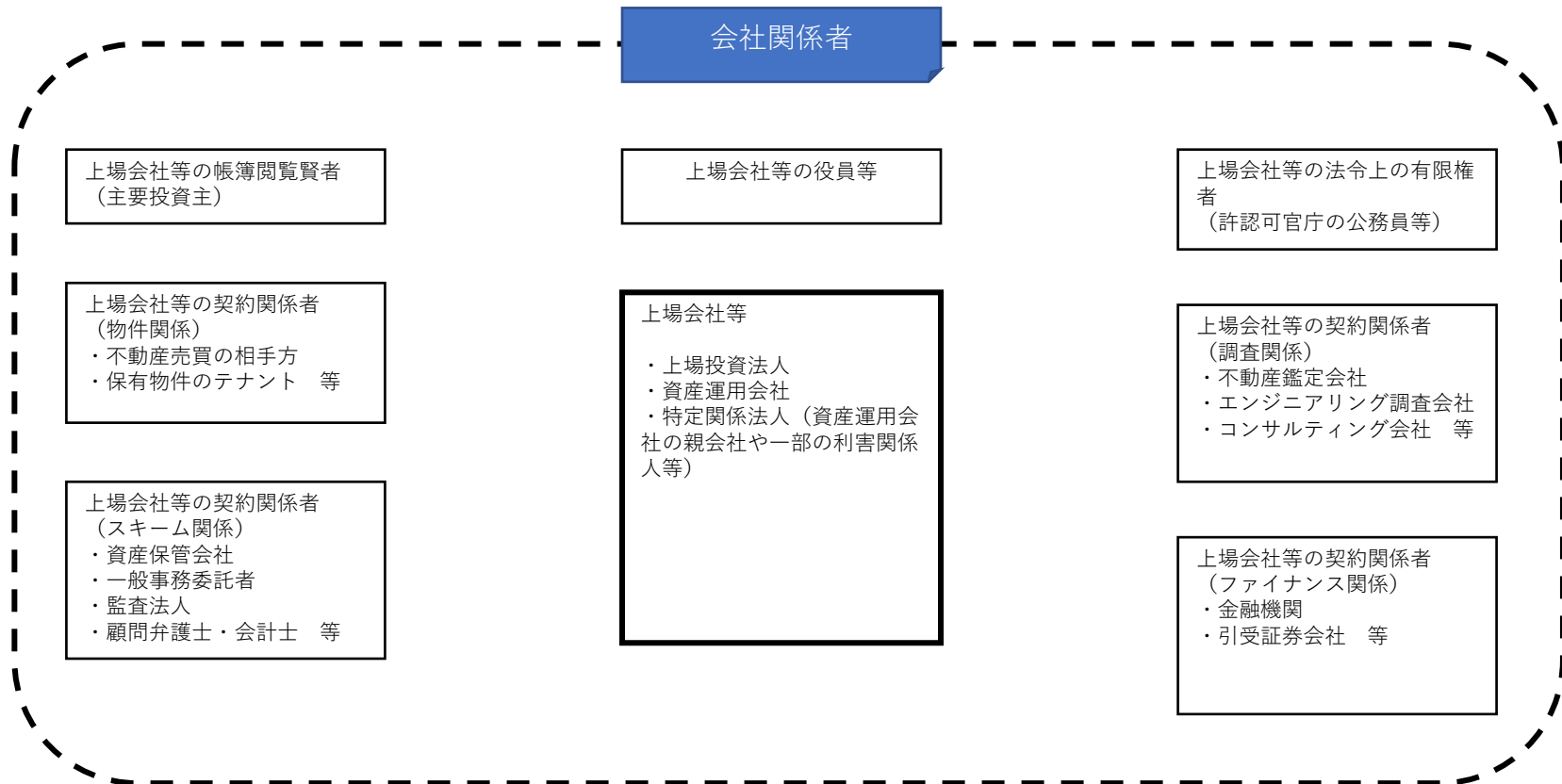


不動産STのインサイダー類似行為規制における不動産ST関係者



【参考】J-REITのインサイダー規制における会社関係者

J-REITのインサイダー規制における会社関係者



【出典】 小松浩樹氏「J-REITにおける利益相反取引及びインサイダー取引の諸規制について」掲載の図を事務局にて一部修正

X. 【参考】実効性の確保に関する意見の概要

- 法的にはインサイダー規制となっていない為、発行体側、証券会社側でシステム対応等を含め、どこまで管理を求められるのが現段階で不明。
- ODXと取引する証券会社がODX規則として整備することと、JSDAへの働きかけは分けて考える方が望ましい。インサイダー取引として本質的に問題である場合には、取引参加者の罰則を含めて自主規制規則ではなく、法改正の議論であるべき。
- ODX規則として取り得る措置としては、発行体に対して、インサイダー情報の適切な管理、インサイダー情報の適時開示、関係者によるインサイダー取引の防止等を義務付けるといった内容に止まると思われる。これを努力義務に止めるのでは、規制を設ける意義が乏しくなってしまうように思うが、実際に内部者による不適切な取引の問題が発生した等、具体的な立法事実が見当たらない現在の状況下では、上記の義務違反に対する制裁等について、過度に厳しい規制を設けて取引を萎縮させてしまうことのないようにする必要があると考える。
- 規制体系の方向性について、どの程度の強制力を持たせるかという点は慎重な議論が必要。ODX規則で規制効果を持たせることを前提とする場合、具体的にどの程度の規制を設けるかについても慎重な議論が必要との認識。同様に規定レベルの方向性に関しても、「顧客の自己申告」に頼る運営体制を前提とした場合に取引参加者の顧客管理責任を問うことは困難な為、まずはST運営主体の関係者については取引を不可にする等の対応を先行すべき。
- 法改正には時間を要することから、Phase 1 として「ODX規則」として整備した場合に、「取引所規則違反」の発生有無について、どのように審査、検証をするべきか、又、規則違反を検知した場合の報告フローについても取り決めを要する。
- 自主的に申告されるであろう対象者をベースに証券会社が個別管理するのは現実的でない為、J-IRISSの活用を検討するのか。活用はできないので、各社で独自に手対応でというのは余り現実的ではないと考える。

XI. 次回の予定

日付	項目	内容
2025年3月下旬～4月上旬	第6回TF	実効性の確保についての議論

※次回の具体的な日程は調整次第別途ご案内いたします。

【インサイダー類似行為への対応についての検討TF】1月30日開催分の照会事項_各社意見とODXの考え方

No.	項目	ODX重要事実定義案	ODX軽微基準案	意見概要	意見に対するODXの考え方
1	軽微基準について	・原則J-REITに準ずることとする。		－	－
2	重要事実の発生の起点 (インサイダー規制にいう“上場会社等”)	・不動産STの重要事実の発生の起点は、以下のとおりとする。 ① 不動産ST投資法人：不動産投資証券型セキュリティトークンの場合の当該投資証券の発行者である投資法人。 ② 不動産STファンド：不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合の当該受益証券の裏付けとなる不動産。 ③ ②の委託者及び受託者 ④ ①又は②の資産運用会社 ⑤ ④の特定関係法人：資産運用会社の親会社（会社法第2条及び会社法施行規則第3条に定める） ⑥ 上記のエンティティを総じて「不動産ST関係法人等」という。	-	【A社】⑤（資産運用会社の特定関係法人）については、特段の理由がないのであれば、REITの基準と合わせた方が良いのではないかと。提示された案においては、「会社法第2条及び会社法施行規則第3条に定める」親会社、としているが、法令上のインサイダー取引規制においては、形式的明確性の観点から、会社法の定義とは異なり、「直近の有価証券届出書・有価証券報告書等に親会社として記載された会社」という定義が用いられている。あえて会社法の定義を用いるのは、どのような理由・趣旨によるものか。 【D社】⑤について、「特定関係法人」という単語は法令に規定されている単語なので、別の名称または単に「④の親会社」ぐらいの方がいいのではないかと。 【F社】⑤の資産運用会社の親会社の定義について、「財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。」とされている東証の有価証券上場規程の親会社の定義と合わせられないか。	・頂いたご意見と簡便性の観点から、「特定関係法人」という用語を使わず、「親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する）」とさせていただきます。
				【I社】不動産STの発行者であることから、信託の受託者を含めることについて異論はない。	・ご意見ありがとうございます。
				【B社】「重要事実の発生の起点」とすると、②のように不動産そのものを対象とせざるを得ず、会社関係者が「不動産の役員」ということになってしまい、うまくルール化できない。ここは、インサイダー規制に服する対象としての「上場会社等の会社関係者」に該当する定義と、「上場会社等の重要事実」を分けて定義するべき。 「上場会社等の会社関係者」に相当する定義については、例えば、 ① 不動産ST投資法人の「会社関係者等」 ② 不動産STファンドの委託者及び受託者の「会社関係者等」 ③不動産ST投資法人及び不動産STファンドの投資先であるピークル、その委託者及び受託者（信託、GK等含む、ただし、JSから見た投資比率が●%以上のもの）の「会社関係者等」 ④ ①②③の資産運用会社の「会社関係者等」 ⑤ ④の特定関係法人：資産運用会社の親会社（会社法第2条及び会社法施行規則第3条に定める）とするのはどうか。 ③についてだが、不動産ST投資法人がシングルアセットの可能性もあること、また逆に 不動産STファンドがマルチアセットの可能性もあることなどから、投資比率で縛るのが良いかと考えている。 「上場会社等の重要事実」についていえば、JSそのものの業績にかかる内容を記載することで、JSそのものの業績に変動が生じるケースで、それを知った上記の関係者、と整理できるはずである。	・ご指摘の点は、不動産STファンドの定義が適切ではない点に集約されているように理解します。その前提で、同定義を「不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合の当該受益証券に分配可能な収益を生む裏付け資産を含むスキーム全体」とさせていただきます。（なお、制度要綱案や規程案を作成する時点で不都合等が明確になった場合は、再度、ご意見を頂ければと思います。）
3	災害等や業務遂行過程による資産の物理的な毀損	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・災害若しくは業務遂行過程に起因する事故等により運用対象資産に物理的な毀損が発生し、損害が見込まれる状況。	・当該毀損により生じた損害の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における純資産額の3%に相当する額未満であると見込まれること。	【A社】法令上のインサイダー取引規制においては、「資産の物理的な毀損」には限定されておらず、種々の事故等の災害又は業務遂行の過程で生じた全ての損害（営業損失、営業外損失又は特別損失に計上されるべきもの）が広く含まれると解されている。特段の理由がないのであれば、これと合わせた方が良いのではないかと。	・ご指摘を踏まえ「災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が見込まれる状況」と定義を修正し、軽微基準も「災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3%に相当する額未満であると見込まれること」に修正したいと思います。
				【D社】純資産額の●%に相当する額未満であること、と数字を入れることで、資産運用会社様側でも実務的に管理（モニタリング）ができるのであれば軽微基準案に賛成。但し、その数字の水準に関しては別途議論（3%が適切なのかどうか）が必要。損害が見込まれることを早く周知させるということであれば、軽微基準は不要（J-REITに準ずる）。 【J社】JREITに準じた基準と理解した。違和感はないが、例えば純資産額のほか、直前営業期間の経常利益又は当期純利益の[30%]に相当する額以上といった基準も考えられる。	・貴重なご意見、ありがとうございます。これまでの議論を踏まえ、J-REITに合わせたいと思います。
4	資産のレピュテーションに係る事件・事故の発生	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・運用対象資産の評価が大きく毀損する事件・事故の発生。 【資産運用会社／特定関係法人】 ・社会的な強い批判等が寄せられ得る事件・事故の発生。	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・事件又は事故に関して最悪のシナリオを前提とした場合であって、当該事件・事故が発生した日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該事件・事故による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額がその最近1年間の営業期間の営業収益の合計額の30%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】 ・以下のいずれかに該当すること。 ① 事件・事故に関して、当該法人の組織的関与が疑われる蓋然性が乏しいこと。 ② 事件・事故に関して、当該法人の管理者としての重過失責任が問われる蓋然性が乏しいこと。 【特定関係法人】 ・資産運用会社の例に準ずる。	【A社】上記No.3の意見のとおり、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」を、法令上のインサイダー取引規制と同義に考える場合、No.4（資産のレピュテーションに係る事件・事故の発生）についても、上記No.3に含まれるようにも思われ、あえてNo.3とは別の類型として設けなくても良いという考え方もあり得ると思われる。 また、資産運用会社／特定関係法人の「社会的な強い批判等が寄せられ得る事件・事故の発生」については、「不動産STは、運用対象物件が少数であることが多いため、個別物件の状況がファンドの運用へ影響する」という、No.4の類型を新たに設ける趣旨とは関係ないようにも思われます。さらに、「蓋然性が乏しい」という軽微基準については、軽微基準該当性が不明確になってしまう。これらを踏まえると、資産運用会社／特定関係法人の「社会的な強い批判等が寄せられ得る事件・事故の発生」については、個別類型を設けるのではなく、資産運用会社／特定関係法人の事件・事故も含まれることを明確にした上で、バスケット条項に委ねるという考え方もあり得る。 【B社】REITにない重要事実を追加することには基本的に反対。決算への影響にて判断すべきことと考える（実際に、軽微基準も営業収益を参照している） 【D社】発生時に、数年後の営業収益の減少額を現実的（実務的）に認識できるものなのか。＃3へのコメントと同じではあるが、実務的にできるのか、という議論が必要な認識。 【H社】長期的な視点の指標と想定していた純資産基準は、AM会社の業務負担との兼ね合いで削除となったかと思う。完全に投資家側に立てば長期的な視点もほしいところかと思うが、短期的な視点（営業収益基準）に絞るのであれば、20%以下に基準を下げて良いのではと感じる。極端な話だが長期的に30%の減収になるケースを考えると、キャップレートが変わらない前提であれば、価値が2割以上下落するのではないかと考える。 【I社】AM業務を委託するAM会社様で管理できる前提であれば、対応に違和感はない。 【J社】項目として入れることを検討されている背景は理解したが、実運営は困難であるように思われる。こちらはバスケット条項の中で読み込むことでもいいのではないかと。	（別紙も踏まえて再度、議論をお願いします。）

5	取扱廃止となる事実の発生	・セキュリティークン取扱規程第27条第1項第1号及び第2号に該当した場合	－	－	－
6	訴訟の提起	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 訴えが提起されたことにおいて、訴訟の目的の価額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における純資産額の15%に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「判決等」という。）にあっては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、当該判決等により当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの給付する財産の額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における純資産額の3%に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額が当該ファンドの最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	【D社】J-REITの軽微基準と同様の水準（但し、運用期間を考慮して1年）と理解した。 【J社】J-REITに準じた基準と理解した。違和感ないが、訴訟においても、営業収益ではなく、直前営業期間の経常利益又は当期純利益の[30]%に相当する額以上といった基準も考えられる。	・貴重なご意見、ありがとうございます。これまでの議論でできるだけJ-REITの基準に寄せるべきとの方向性がございしますので、現状のままとさせていただきます。
7	資産運用差止仮処分命令等	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、又は、当該申立てについて裁判があったこと、若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、又は、当該申立てについて裁判があったこと、若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 仮処分命令の申立てがなされたことにおいては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該不動産ST投資法人、または不動産STファンドの営業収益の減少額がその最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「裁判等」という。）にあっては、当該裁判等の日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該裁判等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額がその最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	－	－
8	行政処分	【資産運用会社】 ・金融商品取引法第52条第1項の規定による金商法第29条の登録の取消し、同項の規定による対象ファンドの運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分。 【不動産ST投資法人】【特定関係法人】 ・関連法令による登録の取消し、業務の停止の処分その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分。	【資産運用会社】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による不動産ST投資法人または不動産STファンドの営業収益の減少額が当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【不動産ST投資法人】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【特定関係法人】 資産運用会社の例に準ずる。	【J社】本件に受託者は含まない認識でよいか。例えば、受託者に行政処分があった場合に営業収益に全く影響しないと整理可能ということか。	・考慮不足でした。受託者への行政処分の内容によっては、受託している信託財産に影響が出ますので、受託者も含むことで定義させていただきます。

9	第三者からの破産申し立て	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て。	－	－	－
10	不渡り	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】	－	－	－
11	債権の取立不能又は取立遅延のおそれ	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不動産ST投資法人又は不動産STファンドにおける債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	・売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における純資産額の3％に相当する額未満であると見込まれること。	－	－
12	主要取引先との取引の停止	【案－1】 【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の10％以上である取引先）との取引の停止	・主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該取引の停止による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の営業収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。	【賛成】 6社 【A社】案-2を推す意見は、「一定以上の規模のテナントの退去があった場合には、たとえ近いうちに新しいテナントの入居が見込まれ、投資判断に影響しないようなケースであっても、即公表しなければならぬ」という前提に立ったものであるようにも思われる。この点、案-1では、大きなテナントが退去しても、その後新しいテナントが入居することが想定され、営業収益の10％に相当する額未満の影響しか見込まれないのであれば、軽微基準に該当し、公表は必要ないということになる。前回は意見提出したとおり、一時点における賃料収入の減少を捉えるのではなく、一定期間における営業収益の減少見込みにより軽微基準が判断されるのであれば、案-2を推す意見の懸念点は払拭されているようにも思われ、あえてREITと異なる扱いをすることなく、案-1を維持するのでも良いように思われる。 その他、ODX軽微基準案における「主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間」との記載に関して、営業期間が1年のケースでは、例えば、取引停止日＝25/3/25の場合、営業期間開始の日＝24/4/1となり、「1年以内に開始する各営業期間」は25.3期のみになるように思われますが、もし、対象期間として25.3期だけでなく、26.3期も含める趣旨であれば、誤解を生じない表現にするのが良いと思われる。 【B社】J-REITにも同様の規定があるので、案－1に賛成する。 【C社】案－1に賛同。情報管理上、発生事実として管理すべきと史料。決算情報に含めてしまうのは違和感がある。 【D社】上記（＃6）同様と理解した。 事象発生が決算期末直前の場合、例えば大口テナント等との取引が停止等となり、その取引先からの収益が数か月分の場合に除外基準に該当し、重要事実とならず開示を求められない可能性は無いか。案-2（No.15に含める）とする場合には、No.15でこの点は巻き取れるようにするべきかと考える。 【H社】想定ケースとして考えられる稼働率の変化を例に挙げると、投資家の立場からは重要な情報だと思う。個人投資家に対してミスリードになるとの意見もあったが、季節変動的な要因や賃料値上げを意図した入替などであれば、軽微基準で討ち取れるように思う。 実務において営業収益への影響把握にどれほど負担がかかるのかは分かりかねる。AMの負担と投資家保護のバランスになるかと思うので、案2を完全に否定するものではない。 また、軽微基準の数値基準（％）だが、戸数の少ない住宅やテナントの少ない店舗などでは10％の減収は頻繁にあり得るので、主要テナントの動向という意味で考えれば、30％程度でも良いのではと考える。 【I社】AM業務を委託するAM会社様で管理できる前提であれば、案1の採用で違和感ない。	・再度議論を頂き、案－1となった場合には、 ① 軽微基準の営業期間の定めについては、ご指摘の通りですので、表現を再検討致します。 ② 軽微基準は、前回のTFで30％の方向感もございましたので、30％に修正したいと思います。
		【案－2】 （個別項目とせず、No15「決算（業績予想、分配予想の修正）」に含める。）	－	【賛成】 5社 【D社】No.15において、速やかにリリースされるのであれば、案-2（No.15に含める）でよいかと思う。 また、上記（案-1）で記載した開示を求められない可能性を排除（当該年度での影響は軽微でも翌年度に甚大な影響がでくる）したものを適時開示しなかったと指摘がされないことは、既存のNo.15内で対応できるか。足りないようであれば、No.15側で手当てすべき。 「発行体」側で、過大な負担がかからない形で出せるであろうかとは思いますが、その重要事実の発生と決算等の発表等の間にどれくらいラグが発生するかは不明のため、速報性という観点では落ちる可能性があるようにも見える。 No.15に含める場合、営業収益10％程度等と置いている他項目に関しても、同様に、含めるか否かという整理ができるのであれば、全体すっきりさせることもできるのではないかと。 【E社】案2を支持する。理由として、大口テナントの退去があっても、オリジネーターなどによる賃料保証が入っているケースもあり、No15の決算での基準に含めることが投資家の正しい理解につながると考える。 【F社】こちらのほうが望ましいと考える。 【G社】こちらの案が望ましい。案-1では、個別・少数の物件からなるSTの場合、アセットクラスや運用戦略によっては例えばテナントの短期的入替が重要事実と抵触する可能性があり、一律のルールとして当てはめることは、ミスマーケティングかつ運用上の負担も大きいと思われる。 【J社】案1の線引きは難しいと思われるので、こちらの案が望ましいように思う。 なお、大口テナントの解約もこちらに含まれる認識で相違ないか。 その場合賃貸面積の50％以上を占めるテナントとの取引停止などの基準も考えられるように思う。	（ご意見が分かれておりますので、再度、議論頂き、決めたいと思います。）
13	ファンドの資金状況	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産運用に係る借入れに関してコベナントが設定されている場合、そのいずれかの条項に抵触すること。	・軽微基準なし	【G社】「資産運用に係る借入れに関してコベナントの具体的な内容が開示されている場合、そのいずれかの条項に抵触すること。」（赤字変更部分）に記載を変更した方が、誤解を招きにくいと思うので、検討してほしい。	・頂いたご意見ですとコベナントは設定されていても、その具体的な内容が開示されていない場合は、重要事実と該当しないことになってしまいます。何らかのコベナントにヒットしたという事実を他の者よりも先んじて入手し、取引を排除するという目的にはそぐわないように考えられますので、現状のままとさせていただきます。

14	債務免除等の金融支援	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済が生じたこと。	【不動産STファンド】／【不動産ST投資法人】 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における債務の総額の10%に相当する額未満であること。	【D社】軽微基準は不要ではないか。コベナンツにヒットしたということであれば、開示されるレベルの状況かと思われる。	・ 貴重なご意見、ありがとうございました。これまでの議論を踏まえ、現状のままとさせていただきます。
15	決算（業績予想、分配予想の修正）	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益、経常利益若しくは純利益又は分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に比較して新たに算出された予想値又は当営業期間の決算において以下のような差異が生じたこと。 【営業収益】 ・ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が上下10%以上であること。 【経常利益】 ・ 次のイ及びロの双方に該当する場合； イ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が、上下30%以上である場合。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。 ロ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動幅が、前営業期間の末日における純資産額の5%以上であること。 【純利益】 ・ 次のイ及びロの双方に該当する場合； イ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が上下30%以上である場合。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。 ロ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動幅が、前営業期間の末日における純資産額の2.5%以上であること。 【金銭の分配】 ・ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に比較して新たに算出された予想値又は当営業期間の決算において以下のような差異が生じたこと。	－	【A社】不動産STは受益証券発行信託計算規則に則って計算を行っているが、当該規則において、「営業収益」という概念はない。受益証券発行信託計算規則に則った制度整備をするため、信託銀行側にも確認することが望ましい。 DAS：不動産STファンドで、純資産に対応する概念は「元本等」になる。	・ 本件につきましては、今後の汎用性やJ-REITとの比較などから営業収益、純利益等の表現を用いていましたが、受益証券発行信託が現状の不動産STの主流であることから、ご指摘のとおり正確性を重んじ、経常利益、元本等といった受益証券発行信託計算規則に則った用語に修正致します。なお、投資法人等の他の形式の不動産STについては、制度要綱及び規程を作成する段階で、読み替え規定を整備することとします。
16	特定資産の取得・譲渡・貸借	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 資産運用会社に委託している資産の運用に関して、特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの。	・ 次に掲げるもののいずれかに該当すること イ 運用対象資産に対して特定資産の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 運用対象資産に対して特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 運用対象資産に対して特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産投資ファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該貸借が行われる事となることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の増加額がその最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	【D社】運用期間中に保有資産の入替等を行った場合と理解したが、J-REITでの資産の取得/譲渡に関することを想定しているのであれば、J-REITに準じることではないのか。	・ 貴重なご意見、ありがとうございました。これまでの議論を踏まえ、現状のままとさせていただきます。
17	資産運用委託契約の解約・変更等	【資産運用会社】 ・ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約等が生じること。	－	－	－
18	アセット・マネジメントの事業の一部休止	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止が生じたこと。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの。	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の営業収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	【D社】資産運用会社は不動産STの運用会社であり運用（管理）に影響がでるので、事業の休止等に関する軽微基準は不要ではないか。 不動産ST以外の事業に関する事業（例：私募ファンド運用等）に関してであっても、運用体制に影響がないのであれば、運用自体に影響がないということでJ-REITに準じることでも問題がないのではないか。	・ 貴重なご意見、ありがとうございました。これまでの議論を踏まえ、現状のままとさせていただきます。

19	優待の新設、大幅な変更又は廃止	－	－	－	－
20	バスケット条項	・〇から〇までに掲げる事実を除き、当該不動産ST関係法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。	－	－	－
21	インサイダー類似行為規制における「公表」と、対象となるセキュリティトークンの売買取引禁止期間の解除	(TFにて配布しました資料をご参照ください。)	－	【A社】報道機関への公開やホームページへの掲載は公表措置から除外するという提案だったが、システム障害等によりSTART-NETが使用できなくなった場合のバックアップとしての公表措置について考えておく必要があるのではないか。 例えば、一定の条件の下で、報道機関に対する公開や、START-NET以外のODXのホームページへの掲載、（障害時に重要事実を掲載することについて予め届出を行った）ホームページへの掲載等も公表措置として認めることにより、START-NETが使用できない場合でも、インサイダー類似行為規制を解除し、公正かつ円滑に取引を行うことが可能になると思われる。	・ご指摘、御尤もかと思います。START-NET障害時のバックアップにつきましては、 ① 資産運用会社のHP上で情報が公開されている場合には、その情報を以て公表として扱う規程を定めます。 ② 報道機関への公開は、資産運用会社側の負荷が想定されるのと不動産STに係る情報を報道機関が迅速に取り扱って頂ける可能性が余り高くないと考えられますので、バックアップとしては想定しないことと致します。
22	その他	－	－	【A社】REITの重要事実として法令上個別列举されている事項のうち、本資料のNo.3～20に掲げられていないもの（例えば、金商法166条2項9号ロ～チ、12号ハ～ト、13号ロ・ハ等）については、インサイダー類似行為に係る重要事実からは除外する（バスケット条項に委ねる）ということになるのか。少なくとも、REITの重要事実とされており、かつ、適時の情報提供の対象事実とされている事項については、インサイダー類似行為に係る重要事実としても規定するのが自然であるようにも思われる。 【A社】REITについては、金商法167条の公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制も適用されますが、これについての類似行為の規制は、今回の検討対象外ということになるか。不動産STは公開買付規制の対象外だとしても、公開買付けに準ずる行為（買集め行為。金商法167条1項、金商法施行令31条）については、インサイダー類似行為規制の対象とすべきかどうか検討することも考えられるように思われる。 【A社】不動産STで匿名組合を用いるスキームにおいては、信託ファンドのBS上に借入れに係る負債が認識されず、計上もされないことから、これらを想定した重要事実の設定が必要ではないか。また、信託ファンドとは匿名組合で運用会社が異なることも考えられ、匿名組合の運用会社に発生した事象についても重要事実に取り込む必要があるのではないか。 【D社】既存の発行体、また今後、ODX市場に算入される新規発行体様にとって、過大な負荷を感じない形で参入してもらうことも、ODX市場を拡大させることかと思うので、その点、実現（対応）可能性を検討する際に、俯瞰的な視点からも検討いただきたい。 新規発行体が、J-REITの基準に関して知らない（例：私募ファンド運用会社等）ことも想定しておく必要があるかと考える。 【G社】STの強みは商品設計の柔軟性にあると思われ、今後の新しい商品内容次第では重要事実の定義を見直す可能性も十分にあるため、「市場動向の変化や新たな商品性への対応等により重要事実の定義については適宜見直しを図っていく」ことを明記されてはいかがか。	・これまでの議論は、臨時報告書提出要件及び適時の情報開示の適用対象事項は原則として重要事実を含める、としていました。しかし、関係者間の認識が一致していない可能性もありますので、別紙にて再確認することとします。 ・上場会社における公開買付けは、経営権という会社運営の最重要要素の争奪を基本的には前提にしており、その結果として株価が変動することから、情報格差を利用した不当利得が生じ得ると言えます。そのような不当利得を排除する目的で公開買付に係るインサイダー取引規制が整備されていると理解しています。一方で、受益証券発行信託を前提とした不動産STにおいては受益者代理人を設置することで、スキーム運営上の意思決定に投資者（一般受益者）を関与させない設計とされています。よって、仮に一般受益権の買集め行為が生じたとして、どのような情報格差を以て、買集め行為によってどのように不当利得を生むのかは俄かには判定し難く、将来的にSTART市場のトラックレコードがある程度蓄積されてからの検討が現実的と思料します。 ・投資法人型の場合は、J-REITと同様に理論上は運用対象資産を取得を目的などに投資口の買集め等が想定はできると思います。しかし、こちらも現状投資法人型のSTが取扱いとなっていないことや本来、買集め行為等に対する弊害防止の規制を前提としてインサイダー類似行為の規制も検討すべきかと思います。そのためには一定程度、START市場におけるトラックレコードが必要と考えられます。 ・以上から本件は将来的な課題として認識させて頂きたいと思います。 ・本件につきましては、今後の汎用性やJ-REITとの比較などから営業収益、純利益等の表現を用いていましたが、受益証券発行信託が現状の不動産STの主流であることから、ご指摘のとおり正確性を重んじ、経常利益、元本等といった受益証券発行信託計算規則に則った用語とします。又、匿名組合を用いたスキームの不動産STについては、制度要綱及び規程を作成する段階で、読み替え規定を整備することとします。なお、川上と川下で資産運用会社が異なるケースについても規程上で手当する予定です。 ・貴重なご意見ありがとうございました。今後の市場運営に活かさせて頂きます。 ・ご意見については、当社としまして全く同感ですので、本件の制度要綱において「市場動向の変化や新たな商品性への対応等により重要事実の定義や運用に係る規定及びその運用については適宜見直しを図っていく」旨を明確にすることとします。

金商法：金融商品取引法
金商法施行令：金融商品取引法施行令
規制府令：有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
開示府令：特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
規程：ODXセキュリティトークン取扱規程
施行規則：ODXセキュリティトークン取扱規程施行規則

【インサイダー類似行為への対応についての検討TF】1月30日開催分の照会事項への意見を踏まえた論点とした重要事実の再々定義

No.	項目	ODX重要事実定義案	ODX軽微基準案	備考
1	軽微基準について	・原則J-REITに準ずることとする。		－
2	重要事実の発生の起点 （インサイダー規制にいう“上場会社等”）	・ 不動産STの重要事実の発生の起点は、以下のとおりとする。 ① 不動産ST投資法人：不動産投資証券型セキュリティトークンの場合の当該投資証券の発行者である投資法人 ② 不動産STファンド：不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合の当該受益証券に分配可能な収益を生む裏付け資産を含むスキーム全体 ③ ②の委託者及び受託者 ④ ①又は②の資産運用会社 ⑤ ④の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社） ⑥ 上記のエンティティを総じて「不動産ST関係法人等」という	-	
3	災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が見込まれる状況	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が見込まれる状況。	・ 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3%に相当する額未満であると見込まれること。	・ 経理科目については、現状受益証券発行信託型の不動産STが主流であることから、受益証券発行信託計算規則の表記を以て記載します。投資法人型などについては制度要綱や規程を作成する時点で読み替え規定を設けることで対応します。（以下、同じ。）
4	資産のレピュテーションに係る事件・事故の発生	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 運用対象資産の評価が大きく毀損する事件・事故の発生。 【資産運用会社／親会社】 ・ 社会的な強い批判等が寄せられ得る事件・事故の発生。	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 事件又は事故に関して最悪のシナリオを前提とした場合であって、当該事件・事故が発生した日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該事件・事故による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近1年間の営業期間の経常収益の合計額の30%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】 ・ 以下のいずれかに該当すること。 ① 事件・事故に関して、当該法人の組織的関与が疑われる蓋然性が乏しいこと。 ② 事件・事故に関して、当該法人の管理者としての重過失責任が問われる蓋然性が乏しいこと。 【親会社】 ・ 資産運用会社の例に準ずる。	
5	取扱廃止となる事実の発生	・ セキュリティトークン取扱規程第27条第1項第1号及び第2号に該当した場合 ・ セキュリティトークン取扱規程第29条の申請を決定した場合	－	・ 申請による取扱廃止が考慮漏れとなっていました。
6	訴訟の提起	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・ 委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	・ 次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の15%に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの給付する財産の額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3%に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該ファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	

7	資産運用差止仮処分命令等	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、又は、当該申立てについて裁判があったこと、若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、又は、当該申立てについて裁判があったこと、若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。		・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 - イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 - ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該裁判等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	
8	行政処分	【資産運用会社】 ・金融商品取引法第52条第1項の規定による金商法第29条の登録の取消し、同項の規定による対象ファンドの運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分。 【不動産ST投資法人】【委託者】【受託者】【親会社】 ・関連法令による登録の取消し、業務の停止の処分その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分。		【資産運用会社】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【不動産ST投資法人】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の経常収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【委託者】【受託者】【親会社】 資産運用会社の例に準ずる。	
9	第三者からの破産申し立て	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て。 【資産運用会社】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始の申立て等。		—	
10	不渡り	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不渡り等の発生。 【資産運用会社】 ・不渡り等の発生。		—	
11	債権の取立不能又は取立遅延のおそれ	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 不動産ST投資法人又は不動産STファンドにおける債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。		・ 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3%に相当する額未満であると見込まれること。	
12	主要取引先との取引の停止	【案－1】	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 主要取引先（前営業期間における経常収益又は経常費用が経常収益の総額又は経常費用の総額の10%以上である取引先）との取引の停止	・ 主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該取引の停止による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の30%に相当する額未満であると見込まれること。なお、当該営業期間が半年に満たない場合は、翌営業期間も対象とする。	
		【案－2】	（個別項目とせず、No15「決算（業績予想、分配予想の修正）」に含める。）	—	
13	ファンドの資金状況	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・ 資産運用に係る借入れに関してコベナントが設定されている場合、そのいずれかの条項に抵触すること。		・ 軽微基準なし	
14	債務免除等の金融支援	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済が生じたこと。		【不動産STファンド】／【不動産ST投資法人】 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における債務の総額の10%に相当する額未満であること。	

15	決算（業績予想、分配 予想の修正）	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益、経常利益若しくは純利益又は分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に比較して新たに算出された予想値又は当営業期間の決算において以下のような差異が生じたこと。 【経常収益】 ・新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が上下10%以上であること。 【経常利益】 ・次のイ及びロの双方に該当する場合； - イ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が、上下30%以上である場合。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。 - ロ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動幅が、前営業期間の末日における元本等の5%以上であること。 【純利益】 ・次のイ及びロの双方に該当する場合； - イ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が上下30%以上である場合。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。 - ロ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動幅が、前営業期間の末日における元本等の2.5%以上であること。 【金銭の分配】 ・新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値）に対する変動率が上下20%以上であること。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。	－	
16	特定資産の取得・譲渡・ 貸借	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産運用会社に委託している資産の運用に関して、特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること - イ 運用対象資産に対して特定資産の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 - ロ 運用対象資産に対して特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 - ハ 運用対象資産に対して特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産投資ファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該貸借が行われる事となることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の増加額がその最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	
17	資産運用委託契約の解 約・変更等	【資産運用会社】 ・資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約等が生じること。	－	
18	アセット・マネジメントの事 業の一部休止	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止が生じたこと。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの。	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	
19	優待の新設、大幅な変 更又は廃止	－	－	
20	バスケット条項	・○から○までに掲げる事実を除き、当該不動産ST関係法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。	－	

21	インサイダー類似行為規制における「公表」と、対象となるセキュリティトークンの売買取引禁止期間の解除	(START-NET障害時のバックアップについては、① 資産運用会社のHP上で情報が公開されている場合には、その情報を以て公表として扱う規程を定めることとする。)	—	
22	その他	・制度要綱において「市場動向の変化や新たな商品性への対応等により重要事実の定義や運用に係る規定及びその運用については適宜見直しを図っていく」旨を明確化する。 ・匿名組合を用いたスキームの不動産STについては、制度要綱及び規程を作成する段階で、読み替え規定を整備する。又、川上と川下で資産運用会社が異なるケースについても規程上で手当する。		

金商法：金融商品取引法
金商法施行令：金融商品取引法施行令
規制府令：有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
開示府令：特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
規程：ODXセキュリティトークン取扱規程
施行規則：ODXセキュリティトークン取扱規程施行規則

項番	ST重要事実定義案	ST重要事実軽微基準案	TF資料No.	臨時報告書要件	REIT重要事実 分類	REIT重要事実	REIT軽微基準	ODX過時の情報提供	ODX取扱規程
1	【不動産ST投資法人】 ・投資口の追加募集が行われる場合。ただし、臨時報告書提出要件に該当する場合に限る。	【不動産ST投資法人】 不動産ST投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が1億円（外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合にあっては、1億円に相当する額）未満であると見込まれること (REIT軽微基準を準用)	—	当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集（当該特定有価証券が金商法第2条第3項に規定する第1項有価証券である場合には、均一の条件で50名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第4項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第3項に規定する第1項有価証券である場合には、均一の条件で50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合	上場投資法人の 決定事実	投資口の発行	投資信託法第82条第1項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が1億円（外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合にあっては、1億円に相当する額）未満であると見込まれること (取引規制府令第55条の2第1号)	当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
2	【資産運用会社】 ・資産運用会社の親会社の異動が生じる場合。	—	—	当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行を決定する機関により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定に次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む、以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があった場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）	資産運用会社の 発生事実	特定関係法人の異動 ⇒「親会社」として適用	—	当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
3	【不動産ST投資法人】 ・投資法人の合併等が生じた場合。ただし、臨時報告書提出要件に該当した場合に限る。 【不動産STファンド】 ・資産運用会社、委託者、受託者のいずれかの者の合併等が生じた場合。	【不動産ST投資法人】 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の30%に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間（当該投資法人の営業期間が6月である場合には、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下同じ。）及び翌営業期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が6月である場合には、最近二営業期間の営業収益の合計額）の10%に相当する額未満であると見込まれること 【不動産STファンド】 吸収合併存続会社（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社、委託者、受託者のいずれかの者において、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併（REIT軽微基準を準用）	—	・当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合 ・新設合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合	上場投資法人の 決定事実	合併	合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間（当該投資法人の営業期間が6月である場合には、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下同じ。）及び翌営業期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が6月である場合には、最近二営業期間の営業収益の合計額）の100分の10に相当する額未満であると見込まれること (取引規制府令第55条の2第5号)	当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
4	【不動産ST投資法人】 破産手続開始又は再生手続開始の申立て等が行われた場合。 【不動産STファンド】 ・資産運用会社、あるいは委託者、受託者のいずれかの者の破産手続の開始、再生手続の開始又は更生手続の開始の申立て等が行われた場合。	—	—	当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合	上場投資法人の 決定事実	破産・再生手続開始の申立て	—	当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
5	（項番4に含める）	—	—	当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合	資産運用会社に 係る決定事実	破産・再生・更生手続開始の申立て	—	・当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。 ・重要関係者の合併、破産手続の開始、再生手続の開始又は更生手続の開始の申立て等が行われた場合。 ・発行者等のいずれかの者の合併、破産手続の開始、再生手続の開始又は更生手続の開始の申立て等が行われた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第1項第9号 ・規程第18条第2項第9号
6	【資産運用会社】 ・資産運用会社の親会社に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合。	—	—	当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合	資産運用会社の 発生事実	特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等 ⇒親会社として適用	—	当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
7	【不動産ST投資法人】 ・投資法人の解散等の決議が行われた場合。 【不動産STファンド】 ・資産運用会社の解散等又は受益証券発行信託の終了の決議に関する議案を提案することが、当該発行者等における業務執行等決定機関により決定された場合。	—	—	当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了又は解散等の決議に関する議案を提案することが、当該発行者等における業務執行等決定機関により決定された場合	上場投資法人の 決定事実	解散（合併による解散を除く）	—	当該取扱セキティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号

8	(項番7に含める)	—	—	当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了又は解散等の決議に関する議案を提案することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合	資産運用会社に 係る決定事実	解散（合併による解散を除く）	—	当該取扱セキュリティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
9	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	ファンドの併合に規定する併合について、当該発行者が同法第十六条の規定による届出を行った場合	—	—	—	—	—
10	(他の項目で読み取れるので、個別の項目建ては行わない。)	—	—	当該発行者の発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、運用体制、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者の発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者の発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者の発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合（当該変更があったことを次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した	—	—	—	—	—
11	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が満了した場合当該特定有価証券に係るファンド等の当該計算期間に係る計算に関する書類	—	—	—	—	—
12	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・投資口又は受益証券の併合又は分割が生じた場合。	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 投資口又は受益証券の併合又は分割により1口に対し増減する投資口又は受益証券の数の割合が、10%未満であること (REIT軽微基準を準用)	—	—	上場投資法人の 決定事実	投資口の分割	投資口の分割により1口に対し増加する投資口の数の割合が、0.1未満であること (取引規制府令第55条の2第3号)	・受益証券の併合又は分割が生じた場合。 ・投資口の併合又は分割が生じた場合。	・規程第18条第1項第2号 ・規程第18条第2項第2号
13	(項番54「決算（業績予想、分配予想の修正）」に包含する。)	—	—	—	上場投資法人の 決定事実	金銭の分配	1口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る1口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が0.8を超え、かつ、1.2未満であること (取引規制府令第55条の2第4号)	・金銭の分配及び優待の新設あるいは大幅な変更又は廃止を決定した場合。	・規程第18条第1項第14号 ・規程第18条第2項第14号
14	【不動産ST投資法人】 ・純資産額が50百万円を下回るおそれがある場合。 【不動産STファンド】 ・元本等の額が50百万円を下回るおそれがある場合。	—	—	—	上場投資法人の 決定事実	最低純資産額の減少	—	・元本等の額が50百万円を下回るおそれがある場合。 ・純資産額が50百万円を下回るおそれがある場合。	・規程第18条第1項第5号 ・規程第18条第2項第5号
15	(項番3に含める)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	合併	吸収合併存続会社（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併 (取引規制府令第55条の5第1項3号)	・当該取扱セキュリティークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。 ・重要関係者の合併、破産手続きの開始、再生手続きの開始又は更生手続き開始の申立て等が行われた場合。 ・発行着等のいずれかの者の合併、破産手続きの開始、再生手続きの開始又は更生手続き開始の申立て等が行われた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第1項第9号 ・規程第18条第2項第9号
16	【資産運用会社】 ・資産運用会社の主要株主に異動が生じる場合。	—	—	—	資産運用会社の 発生事実	主要株主の異動	—	—	—
17	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	上場投資法人の 決定事実	自己の投資口の取得	—	—	—

18	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	上場投資法人の 決定事実	新投資口予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この号、第59条第1項第13号及び第63条第1項第13号において同じ。）により割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が1億円（外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合にあっては、1億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新投資口予約権無償割当てにより1口に対し割り当てる新投資口予約権の目的である投資口の数の割合が0.1未満であること。 〔取引規制府令第55条の2第2号〕	—	—
19	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	上場投資法人の 決定事実	公開買付けに係る対抗買いの要請	—	—	—
20	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	上場投資法人の 発生日	資源の発見	発見された資源の探掘又は採取を開始する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 〔取引規制府令第55条の3第1項9号〕	—	—
21	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	上場投資法人の 発生日	取扱有価証券の指定の取消原因事実	—	—	—
22	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	株式交換	株式交換完全親会社となる資産運用会社において、主要株主の異動が見込まれる株式交換以外の株式交換 〔取引規制府令第55条の5第1項2号〕	—	—
23	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	株式移転	—	—	—
24	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	株式交付	主要株主の異動が見込まれる株式交付以外の株式交付 〔取引規制府令第55条の5第1項2号の2〕	—	—
25	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	会社分割	次に掲げるもののいずれかに該当すること イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であって、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合 ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であって、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合 〔規制府令第55条の5第1項第4号〕	—	—
26	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	事業譲渡	次に掲げるもののいずれかに該当すること イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であって、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合 ロ 事業の全部または一部を譲り受ける場合であって、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合 〔規制府令第55条の5第1項第5号〕	—	—
27	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社に 係る決定事実	新たな資産運用の開始	投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該資産の運用が新たに開始されることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における勘定資産の純簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること 〔取引規制府令第55条の5第1項第8号〕	—	—
28	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	資産運用会社の 発生日	特別支配株主による株式等売渡請求	—	—	—
29	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	公開買付け等事 実	公開買付け	—	—	—
30	(重要事実としては捉えないこととする。)	—	—	—	公開買付け等事 実	公開買付けに準ずる行為	次に掲げるもののいずれかに該当すること イ 当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の二・五未満であるものに係ること。 ロ 有価証券市場進業を行う金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものに係ること。 〔取引規制府令第66条〕	—	—
31	〔不動産ST投資法人／不動産STファンド〕 ・受益証券発行信託契約の変更が生じた場合。 ・規約の変更が生じた場合。	—	—	—	—	—	—	・受益証券発行信託契約の変更が生じた場合。 ・規約の変更が生じた場合。	・規程第18条第1項第3号 ・規程第18条第2項第3号
32	〔不動産ST投資法人／不動産STファンド〕 ・有価証券報告書あるいは半期報告書の提出遅延、あるいは提出期限延長承認を得た場合。 ・有価証券報告書あるいは半期報告書の提出遅延、あるいは提出期限延長承認を得た場合。	—	—	—	—	—	—	・有価証券報告書あるいは半期報告書の提出遅延、あるいは提出期限延長承認を得た場合。 ・有価証券報告書あるいは半期報告書の提出遅延、あるいは提出期限延長承認を得た場合。	・規程第18条第1項第6号 ・規程第18条第2項第6号

33	(他の項目で読み取れるので個別の項目建ては行わない。)	-	-	-	-	-	-	・重要関係者の変更、重要関係者間の契約内容の改訂、解消等、又は資産運用に係る委託契約の締結又はその解約が生じた場合。ただし、STARTの取引参加者に委託する事象については除外する。 ・発行者等の構成の変更、発行者等の各者間の契約内容の改訂、解消等又は資産運用に係る委託契約の締結又はその解約が生じた場合。ただし、STARTの取引参加者に関する事象については除外。 ・当該受益証券発行信託の計算期間が終了し、決算の内容が定まった場合。 ・当該運用資産の計算期間が終了し、決算の内容が定まった場合。	・規程第18条第1項第4号 ・規程第18条第2項第4号
34	(重要事実としては捉えないこととする。)	-	-	-	-	-	-	・当該受益証券発行信託の計算期間が終了し、決算の内容が定まった場合。 ・当該運用資産の計算期間が終了し、決算の内容が定まった場合。	・規程第18条第1項第8号 ・規程第18条第2項第8号
35	(利害相反取引の関係であるが、当該取引によって、何らかのインサイダー類似行為が誘発される場合は、バスケット条項で対応することとする。)	-	-	-	-	-	-	・資産運用会社等が、運用対象の資産について、重要関係者若しくはその取締役若しくは執行役、重要関係者が資産の運用を行う投資信託財産若しくは投資法人、若しくは重要関係者の親会社等又は子会社との間で、(i)不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託、(ii)不動産の賃貸借の取得及び譲渡、(iii)地上権の取得及び譲渡のいずれかの取引を行った場合。 ・資産運用会社等が、運用対象の資産について、重要関係者若しくはその取締役若しくは執行役、重要関係者が資産の運用を行う投資信託財産若しくは投資法人、若しくは重要関係者の親会社等又は子会社との間で、(i)不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託、(ii)不動産の賃貸借の取得及び譲渡、(iii)地上権の取得及び譲渡のいずれかの取引を行った場合。	・規程第18条第1項第13号 ・規程第18条第2項第13号
36	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が見込まれる状況。	・災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本の3%に相当する額未満であると見込まれること。	No.3	当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に著しい影響を及ぼすと認められる場合	上場投資法人の発生事実	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること （取引規制府令第55条の3第1項1号）	当該取扱セキュリティートンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
37	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・運用対象資産の評価が大きく毀損する事件・事故の発生。 【資産運用会社／親会社】 ・社会的な強い批判等が寄せられる事件・事故の発生。	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・事件又は事故に関して最悪のシナリオを前提とした場合であって、当該事件・事故が発生した日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該事件・事故による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近1年間の営業期間の経常収益の合計額の30%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】 ・以下のいずれかに該当すること。 ① 事件・事故に関して、当該法人の組織的関与が疑われる蓋然性が乏しいこと。 ② 事件・事故に関して、当該法人の管理者としての重大失責任が問われる蓋然性が乏しいこと。 【親会社】	No.4	-	-	-	-	-	-
38	・セキュリティートン取扱規程第27条第1項第1号及び第2号に該当した場合 ・セキュリティートン取扱規程第29条の申請を決定した場合	-	No.5	-	上場投資法人の決定事実	上場廃止等の申請	-	-	-
39	(項番4638に含める)	-	No.5	-	上場投資法人の発生事実	上場廃止等の原因となる事実	金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債務に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口のの上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと （取引規制府令第55条の3第1項2号）	-	-
40	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 訴えが提起されたことにおいては、訴訟の目的の価額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の15%に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見	No.6	当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合	上場投資法人の発生事実	訴訟の提起又は判決等	次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 訴えが提起されたことにおいては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）においては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合	当該取扱セキュリティートンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号

41	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 訴えが提起されたことにおいては、訴訟の目的の価額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の15％に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて取訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取訴による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと（以下「判決等」という。）においては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る訴訟の全部が裁判によらずに完了した場合であって、当該判決等により当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの給付する財産の額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3％に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該ファンドの最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。	No.6	当該発行若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は当該発行若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合	資産運用会社の発生事実	訴訟の提起又は判決等	次に掲げるもののいずれかに該当すること イ訴えが提起されたことにおいては、当該請求が当該訴えの後直ちに訴えのとおり認められて取訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該取訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと（ロにおいて「判決等」という。）においては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完了した場合であって、当該判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること（規制府令第55条の6第1項第2号）	当該取次セキリテークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
42	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。又は、当該申立てについて裁判があったこと。若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。又は、当該申立てについて裁判があったこと。若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 仮処分命令の申立てがなされたことにおいては、当該仮処分命令が当該申立て（後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。（以下「裁判等」という。）においては、当該裁判等の日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該裁判等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。	No.7	—	上場投資法人の発生事実	資産運用差止仮処分命令の申立て又は裁判等	イ仮処分命令の申立てがなされたことにおいては、当該仮処分命令が当該申立て（後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ロ仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。（以下ロにおいて「裁判等」という。）においては、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること（規制府令第55条の3第1項第4号）	・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合、又は当該申立てについて裁判があった場合、若しくは当該申立てに係る手続きの全部又は一部が裁判に提らず完了した場合。 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合、又は当該申立てについて裁判があった場合、若しくは当該申立てに係る手続きの全部又は一部が裁判に提らず完了した場合。	・規程第18条第1項第7号 ・規程第18条第2項第7号
43	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。又は、当該申立てについて裁判があったこと。若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。又は、当該申立てについて裁判があったこと。若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 仮処分命令の申立てがなされたことにおいては、当該仮処分命令が当該申立て（後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。（以下「裁判等」という。）においては、当該裁判等の日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該裁判等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。	No.7	—	資産運用会社の発生事実	資産運用差止仮処分命令の申立て又は裁判等	イ仮処分命令の申立てがなされたことにおいては、当該仮処分命令が当該申立て（後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ロ仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完了したこと。（以下ロにおいて「裁判等」という。）においては、当該裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。（規制府令第55条の6第1項第3号）	・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合、又は当該申立てについて裁判があった場合、若しくは当該申立てに係る手続きの全部又は一部が裁判に提らず完了した場合。 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合、又は当該申立てについて裁判があった場合、若しくは当該申立てに係る手続きの全部又は一部が裁判に提らず完了した場合。	・規程第18条第1項第7号 ・規程第18条第2項第7号

44	【資産運用会社】 ・金融商品取引法第52条第1項の規定による金商法第29条の登録の取消し、同項の規定による対象ファンドの運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分。 【不動産ST投資法人】【委託者】【受託者】【親会社】 ・関連法令による登録の取消し、業務の停止の処分その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分。	【資産運用会社】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【不動産ST投資法人】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の経常収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【委託者】【受託者】【親会社】 資産運用会社の例に準ずる。	No.8	当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分があった場合	上場投資法人の発生事実	行政庁による処分	法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 （取引規制府令第55条の3第1項5号）	・当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。 ・重要関係者のいずれかの者又は発行者に対して、行政庁から重要な免許や許可・登録の取消し、重要な事業の停止その他これに準ずる法令に基づく処分又は行政庁による重大な法令違反に係る告発が行われた場合。 ・発行者等のいずれかの者に対して、行政庁から重要な免許や許可・登録の取消し、重要な事業の停止その他これに準ずる法令に基づく処分又は行政庁による重大な法令違反に係る告発が行われた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第1項第11号 ・規程第18条第2項第11号
45	【資産運用会社】 ・金融商品取引法第52条第1項の規定による金商法第29条の登録の取消し、同項の規定による対象ファンドの運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分。 【不動産ST投資法人】【委託者】【受託者】【親会社】 ・関連法令による登録の取消し、業務の停止の処分その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分。	【資産運用会社】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【不動産ST投資法人】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の経常収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【委託者】【受託者】【親会社】 資産運用会社の例に準ずる。	No.8	当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分があった場合	資産運用会社の発生事実	行政庁による処分	法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 （取引規制府令第55条の6第1項1号）	・当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。 ・重要関係者のいずれかの者又は発行者に対して、行政庁から重要な免許や許可・登録の取消し、重要な事業の停止その他これに準ずる法令に基づく処分又は行政庁による重大な法令違反に係る告発が行われた場合。 ・発行者等のいずれかの者に対して、行政庁から重要な免許や許可・登録の取消し、重要な事業の停止その他これに準ずる法令に基づく処分又は行政庁による重大な法令違反に係る告発が行われた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第1項第11号 ・規程第18条第2項第11号
46	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て。 【資産運用会社】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始の申立て等。	—	No.9	当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合	上場投資法人の発生事実	投資法人以外の者による破産・再生手続開始の申立て	—	当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
47	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て。 【資産運用会社】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始の申立て等。	—	No.9	当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合	資産運用会社の発生事実	資産運用会社以外への者による破産・再生手続開始の申立て	—	当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号
48	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不渡り等の発生。 【資産運用会社】 ・不渡り等の発生。	—	No.10	—	上場投資法人の発生事実	不渡り等	—	—	—
49	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不渡り等の発生。 【資産運用会社】 ・不渡り等の発生。	—	No.10	—	資産運用会社の発生事実	不渡り等	—	・重要関係者において、手形若しくは小切手の不渡りが発生した場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分が行われた場合。 ・重要関係者において、手形若しくは小切手の不渡りが発生した場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分が行われた場合。	・規程第18条第1項第15号 ・規程第18条第2項第15号
50	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不動産ST投資法人又は不動産STファンドにおける債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	—	No.11	当該発行者に債務を負っている者及び当該発行者から債務の保証を受けている者について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の自分の二以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、貸付金、貸付金その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合	上場投資法人の発生事実	債権の取立不能又は取立遅延のおそれ	売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれがある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 （取引規制府令第55条の3第1項6号）	・当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。	・規程第18条第1項第1号 ・規程第18条第2項第1号

51	案-1 【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・主要取引先（前営業期間における経常収益又は経常費用が経常収益の総額又は経常費用の総額の10%以上である取引先）との取引の停止 案-2 （個別項目とせず、No15「決算（業績予想、分配予想の修正）」に含める。）	案-1 ・主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該取引の停止による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の30%に相当する額未満であると見込まれること。なお、当該営業期間が半年に満たない場合は、翌営業期間も対象とする。 案-2 軽微基準なし	No.12	—	上場投資法人の発生事実	主要取引先との取引の停止	主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 （取引規制府令第55条の3第1項7号）	—	—
52	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産運用に係る借入れに関してコベナントが設定されている場合、そのいずれかの条項に抵触すること。	・軽微基準なし	No.13	—	—	—	—	—	—
53	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済が生じたこと。	【不動産STファンド】／【不動産ST投資法人】 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における債務の総額の10%に相当する額未満であること。	No.14	—	上場投資法人の発生事実	債務免除等の金融支援	債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること （取引規制府令第55条の3第1項8号）	—	—
54	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益、経常利益若しくは純利益又は分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）と比較して新たに算出された予想値又は当営業期間の決算において以下のような差異が生じたこと。 【経常収益】 ・新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合）	—	No.15	—	上場投資法人の決算に関する事実	業績予想、分配予想の修正等	【重要性基準】	—	—
55	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産運用会社に委託している資産の運用に関して、特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること イ 運用対象資産に対して特定資産の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 運用対象資産に対して特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 運用対象資産に対して特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産投資ファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該貸借が行われる事となることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の増加額がその最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	No.16	—	資産運用会社に係る決定事実	特定資産の取得・譲渡・貸借	(1)特定資産の取得・譲渡 次に掲げるもののいずれかに該当すること イ投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること ロ投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること （取引規制府令第55条の5第1項1号イ・ロ） (2)特定資産の貸借 次に掲げるもののいずれかに該当すること 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該貸借が行われる事となることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること （取引規制府令第55条の5第1項1号ハ）	・ 最終の運用対象の資産の貸借が解消された場合。	・規程第18条第1項第12号 ・規程第18条第2項第12号
56	【資産運用会社】 ・資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約等が生じること。	—	No.17	—	上場投資法人の決定事実	資産運用委託契約の締結・解約	—	・重要関係者の変更、重要関係者間の契約内容の改訂、解消等、又は資産運用に係る委託契約の締結又はその解約が生じた場合。ただし、STARTの取引参加者に関係する事象については除外する。 ・発行者等の構成の変更、発行者等の各者間の契約内容の改訂、解消等又は資産運用に係る委託契約の締結又はその解約が生じた場合。ただし、STARTの取引参加者に関係する事象については除外する。	・規程第18条第1項第4号 ・規程第18条第2項第4号
57	【資産運用会社】 ・資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約等が生じること。	—	No.17	—	資産運用会社に係る決定事実	資産運用委託契約の解約	—	・重要関係者の変更、重要関係者間の契約内容の改訂、解消等、又は資産運用に係る委託契約の締結又はその解約が生じた場合。ただし、STARTの取引参加者に関係する事象については除外する。 ・発行者等の構成の変更、発行者等の各者間の契約内容の改訂、解消等又は資産運用に係る委託契約の締結又はその解約が生じた場合。ただし、STARTの取引参加者に関係する事象については除外する。	・規程第18条第1項第4号 ・規程第18条第2項第4号

58	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止が生じたこと。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの。	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	No.18	—	資産運用会社に係る決定事実	資産運用事業の休廃止	資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であること (取引規制府令55条の5第1項6号)	・重要関係者がその事業の全部又は一部を休止若しくは廃止した場合。 ・発行者等のいずれかの者がその事業の全部又は一部を休止若しくは廃止した場合。	・規程第18条第1項第10号 ・規程第18条第2項第10号
59	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止が生じたこと。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの。	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	No.18	—	資産運用会社に係る決定事実	資産運用の休廃止	投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること (取引規制府令55条の5第1項7号)	—	—
60	○から○までに掲げる事実を除き、当該不動産ST関係法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。	—	No.20	当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第8条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近五特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益における合計後純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合	バスケット条項	バスケット条項	—	その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の決定や発生を発行者等が認識した場合、若しくはそのような状況にあることが明らかであると当社が判断した場合。	・規程第18条第1項第16号 ・規程第18条第2項第16号